

申 請

令和7年9月4日

原子力災害対策本部長
内閣総理大臣 石破 茂 様

福島県知事 内堀 雅雄
(公 印 省 略)

原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第2項に基づく
令和7年4月25日付け指示について、下記のとおり申請する。

記

- 1 次に掲げる品目について出荷制限を一部解除すること。
福島県相馬市で産出されたしいたけ（露地において原木を用いて栽培されたものに限る。）のうち、福島県安心きのこ栽培マニュアル放射性物質対策チェックシートに即して生産され、基準値以下であることが確認されたしいたけ
- 2 解除を申請する理由
別紙のとおり

(別紙)

出荷制限解除後の検査計画と出荷管理

1 出荷制限を解除する範囲

福島県相馬市で産出されたしいたけ（露地において原木を用いて栽培されたものに限る。）（以下、「原木しいたけ（露地栽培）」という。）のうち、「福島県安心きのこ栽培マニュアル放射性物質対策チェックシート」（以下、「県チェックシート」という）に即して生産され、基準値以下であることが確認されたしいたけ。

2 出荷制限指示経過及び解除申請の理由

平成23年4月3日にいわき市で生産された原木しいたけ（露地栽培）及び同年4月10日に伊達市、新地町、飯館村で生産された原木しいたけ（露地栽培）を検査した結果、当時の食品の暫定規制値（500Bq/kg）を超える放射性セシウム（890Bq/kg、1,460Bq/kg、550Bq/kg、13,000Bq/kg）が検出されたため、同年4月13日に相馬市を含む周辺16市町村で生産される原木しいたけ（露地栽培）に出荷制限が指示された。

暫定規制値を超過した原因については、福島第一原子力発電所事故発生直後の放射性物質の影響によりほだ木が汚染されたと考えられたため、ロット毎に保有するほだ木を検査して、指標値を超過するほだ木の廃棄を行った。

その後、相馬市内の生産者1名のほだ場2箇所（全8ロット）について、県チェックシートに基づいた栽培管理が確認できたことから、当該ロットの発生前ほだ木及びしいたけ子実体を検査した結果、子実体24検体（3検体/ロット）は平均12.9Bq/kg、最大21Bq/kgで食品の基準値（100Bq/kg）を下回り、また、発生前ほだ木24検体（3検体/ロット）についても、平均11.2Bq/kg、最大21Bq/kgで指標値（50Bq/kg）を下回った。

3 福島県における管理計画

(1) 県チェックシートに基づく栽培管理の実施

ア 生産者の管理

県は相馬市と連携し、相馬市内で県チェックシートに即した栽培管理により原木しいたけ（露地栽培）の生産を行う生産者について、生産者毎にほだ木保有数、生産量、出荷先等を記録した台帳（以下「生産者台帳」という。）を作成する。また、記載内容の変更があった場合は、その都度更新することにより生産者の管理を行う。

イ 栽培管理の実施

県は相馬市と連携し、相馬市の原木しいたけ（露地栽培）の生産者に対して、県チェックシートによる栽培管理の徹底を指導するとともに、定期的の実施状況を確認する。その際、県チェックシートに適合しないことが確認された場合は、当該生産者へ原木しいたけ（露地栽培）を出荷しないよう指導する。

ウ 県チェックシートの概要

(ア) 原木購入時の確認、取扱（必須項目）

- ①原木に含まれる放射性セシウム濃度が指標値（50Bq/kg）以下であることを確認する。
- ②購入した原木は、粉塵や土等が付着しないように保管する。
- (イ) ほだ木購入時の確認、取扱（必須項目）
 - ①ほだ木に含まれる放射性セシウム濃度が指標値（50Bq/kg）以下であることを確認する。
 - ②購入したほだ木は、粉塵や土等が付着しないように保管する。
- (ウ) 発生ほだ木の管理（必須項目）

発生操作を行う1ヶ月前を目安に、ほだ木に含まれる放射性セシウム濃度が指標値（50Bq/kg）以下であることを確認する。
- (エ) 発生したきのこの管理（必須項目）

出荷前に、きのこに含まれる放射性セシウム濃度が基準値（100Bq/kg）以下であることを確認する。

エ 指標値を超えたほだ木及び基準値を超えたしいたけの処分

指標値を超えたほだ木及び基準値を超えたしいたけは、事前に相馬市の廃棄物担当部署と相談の上、適正に処分する。また、当該生産者に対して、栽培管理の実施状況を調査し、原因を究明して再発防止を指導する。

(2) 出荷制限解除後の出荷管理

県は、県チェックシートに基づく栽培管理を実施している生産者について、県ホームページに掲載して広く周知する。

県は生産者に対し、出荷する原木しいたけ（露地栽培）について、原産地（市町村単位）、生産者名、栽培方法（原木・露地）の表示を行うよう指導する。また、生産者には出荷先、販売先の記録を、直売所や卸売市場等に対しては入荷、販売等の記録を作成・保管するよう要請し、必要に応じて県へ当該記録の提出を求める。

(3) 出荷制限解除後の検査計画

県は相馬市と連携し、生産者台帳に掲載されている生産者毎に、出荷前、1ロット毎に1検体の検査を実施する。また、出荷期間中は生産者台帳に掲載されている生産者の生産する原木しいたけ（露地栽培）から毎月1検体の定期検査を行う。

(4) 検査により基準値を超える結果が判明した場合の対応

県は、基準値を超過した原木しいたけ（露地栽培）を生産した生産者に対し、速やかに出荷自粛を要請するとともに、基準値を超過したしいたけを廃棄させる。また、当該生産者に対して、栽培管理の実施状況を調査し、原因の究明により再発防止を図る。

なお、基準値超過の原因が栽培管理の瑕疵によらないロット特有の要因であることが判明した場合は、当該ロットを廃棄した上で、その他のロットの出荷再開を可能とする。

(5) 新たに出荷再開を認める判断基準

今回の解除の対象となる生産者が当該解除の対象となるロット以外のロットの原木しいたけ（露地栽培）を出荷する場合及び今回の解除の対象となる生産者以外の生産者が新たに原木しいたけ（露地栽培）を出荷しようとする場合は、下記の要件を満たすことが確認できた場合に出荷できることとし、必要に応じて国への報告・確認を行った上で判断する。

ア 県チェックシートに基づく栽培管理が行われていること。

イ 検査結果が食品の基準値を十分下回っていること。

4 関係者への周知

県は相馬市と連携し、本計画の内容について、生産者、集出荷者、販売者等に周知を図るとともに、関係機関・団体に協力を求める。

福島県相馬市の原木しいたけ（露地栽培）結果整理表

生産者番号	ほだ場所在地	ロット番号	きのこ		発生前ほだ木（参考値）	
			測定日	Cs合計（Bq/kg）	測定日	Cs合計（Bq/kg）
1	ほだ場1 相馬市玉野	1	R7. 4. 22	21	R6. 2. 29	検出せず(<8. 4)
			R7. 4. 22	6. 8	R6. 2. 29	20
			R7. 4. 22	12	R6. 2. 29	17
		2	R7. 4. 22	6. 6	R6. 2. 29	14
			R7. 4. 22	13	R6. 2. 29	13
			R7. 4. 22	8. 4	R6. 2. 29	検出せず(<5. 8)
		3	R7. 4. 11	9. 9	R6. 2. 29	12
			R7. 4. 11	9. 4	R6. 2. 29	検出せず(<8. 5)
			R7. 4. 11	9. 2	R6. 2. 29	21
		4	R7. 4. 22	13	R6. 2. 29	検出せず(<5. 7)
			R7. 4. 22	12	R6. 2. 29	検出せず(<6. 0)
			R7. 4. 22	16	R6. 2. 29	検出せず(<8. 3)
		5	R7. 4. 22	18	R6. 2. 29	11
			R7. 4. 22	18	R6. 2. 29	16
			R7. 4. 22	11	R6. 2. 29	検出せず(<7. 9)
	ほだ場2 相馬市玉野	6	R7. 4. 11	14	R6. 2. 29	12
			R7. 4. 11	17	R6. 2. 29	12
			R7. 4. 11	14	R6. 2. 29	11
		7	R7. 4. 11	13	R6. 2. 29	15
			R7. 4. 11	19	R6. 2. 29	11
			R7. 4. 11	17	R6. 2. 29	検出せず(<6. 7)
		8	R7. 4. 11	11	R6. 2. 29	検出せず(<7. 7)
			R7. 4. 11	5. 6	R6. 2. 29	12
			R7. 4. 11	14	R6. 2. 29	検出せず(<7. 3)
検体数				24		24
平均値				12. 9		11. 2
最大値				21		21
標準偏差				4. 1		4. 2

注：検出せずのデータは、検出限界値の1/2を代入

福島県安心きのこ栽培マニュアル

放射性物質対策チェックシート

放射性物質対策チェックシートとは？

チェックシートには、現在の知見から考え得る、放射性物質のリスクを回避し影響を低減するために必要な項目が盛り込まれており、ほだ木や菌床などを指標値以下とするとともに発生したきのこを基準値以下にするために必ず実施する項目（必須項目）と生産者がそれぞれの生産環境に応じて選択する項目（選択項目）があります。

必須項目については、全生産者に必ず実施していただく放射性物質対策となります。選択項目については、生産場所の空間線量率等の環境条件を考慮して取組内容を選択してください。

放射性物質対策は、原木栽培、菌床栽培の生産工程毎に取りまとめています。

チェックシートの使い方（原木栽培）

1. チェックシートの種類と使い方

(1) 放射性物質対策チェックシート

- ① 放射性物質対策には、ほだ木を指標値以下とするとともに発生したきのこを基準値以下にするために必ず実施する項目（必須項目）と生産者がそれぞれの生産環境に応じて選択する項目（選択項目）があります。
- ② 選択項目の中から、実施する項目を選んでください。実施しないと判断とした項目に「－」を記入してください。
- ③ 実施した項目に「✓」と実施年月日を記入してください。

(2) 生産環境チェックシート

- ① ほだ場毎、ハウス（施設）毎に番号を振り、チェックシートを作成してください。
- ② 方位や斜度、空間線量率を記入してください。必要に応じて周辺環境の情報を記載してください。
- ③ 環境整備を実施した場合にはその項目に「✓」と実施年月日を記入してください。実施しないと判断とした項目に「－」を記入してください。

(3) ロット管理表

- ① 購入した原木ロット毎にロット管理表を作成してください。
- ② 原木の放射性物質測定結果通知を添付してください。
- ③ 生産の過程で管理が分かれた場合には、それぞれロット管理表を作成し、それぞれの管理場所や本数を記載してください。
- ④ 発生前ほだ木の放射性物質を測定して結果を記入するとともに、測定機関からの結果通知を添付してください。
- ⑤ 出荷前に、きのこの放射性物質を測定して結果を記入するとともに、測定機関からの結果通知を添付してください。
- ⑥ 当該ロットから最初に発生したきのこについては、県のモニタリング検査を受けるとともに、複数年にわたってほだ木を使用する場合には、その年の最初の発生の際には、県のモニタリング検査を受けてください。

- ⑦ その他、発生が継続している場合にも、県のモニタリング検査や自主検査により放射性物質を確認するようにしてください。

2. 必ず実施する項目（必須項目）

原木やほだ木を指標値以下にするため及びきのこを基準値以下にするために必ず実施しなくてはならない放射性物質対策です。

(1) 原木購入時の確認、取扱

原木に含まれる放射性セシウム濃度が指標値（50Bq/kg）以下であることを確認してください。購入業者から測定結果の写しなどの提出を受け確認するか、放射性セシウム濃度を測定することも可能ですので、農林事務所へご相談ください。

購入した原木は、粉塵や土などが付着しないように保管してください。

(2) ほだ木購入時の確認、取扱

ほだ木に含まれる放射性セシウム濃度が指標値（50Bq/kg）以下であることを確認してください。購入業者から測定結果の写しなどの提出を受け確認するか、放射性セシウム濃度を測定することも可能ですので、農林事務所へご相談ください。

購入したほだ木は、粉塵や土などが付着しないように保管してください。

(3) 発生前ほだ木の管理

発生操作を行う1か月前を目安に、ほだ木に含まれる放射性セシウム濃度が指標値（50Bq/kg）以下であることを確認してください。放射性セシウム濃度の測定については、農林事務所へご相談ください。

(4) 発生したきのこの管理

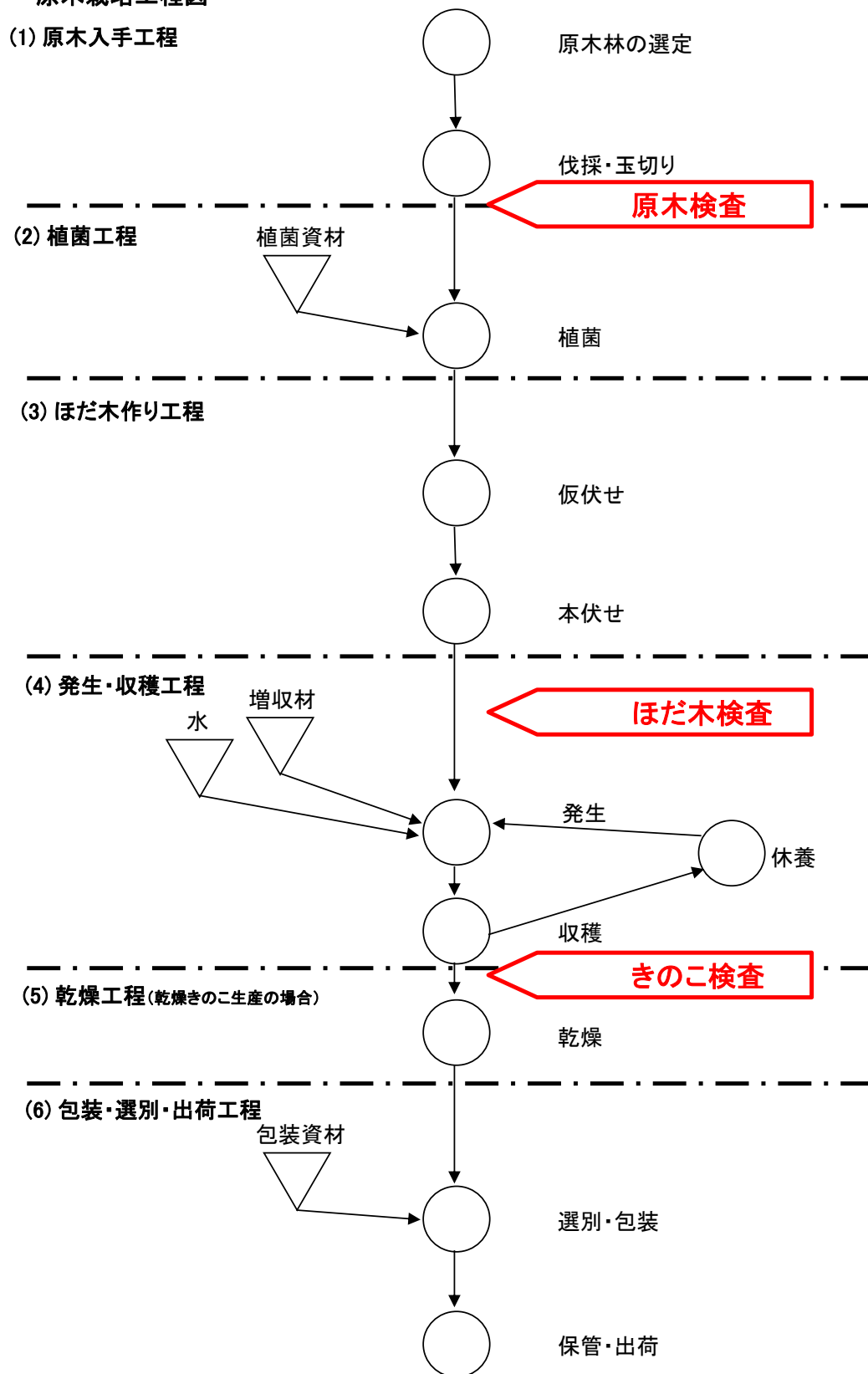
出荷前に、きのこに含まれる放射性セシウム濃度が基準値（100Bq/kg）以下であることを確認してください。放射性セシウム濃度の測定については、農林事務所へご相談ください。

3. 生産者が選択して実施する項目（選択項目）

必須項目以外の放射性物質対策で、現時点で得られている知見に基づき想定される放射性物質リスクを低減する取組です。

各生産者の生産環境などに応じて、可能なものについては、積極的に実施をしていただくようお願いします。

(1) 原木入手工程



放射性物質対策チェックシート(原木栽培)

番号	工程	区分	取組事項	チェック	実施年月日	マニュアル	賠償対象
1	原木入手工程	自伐、立木購入の原木の管理	購入時の確認、取扱	必須		p7	原木を自ら採取・製造し使用するきのこ生産者が実施した検査費用
2				必須		p8	ブロック、シート等資材費、伐採後の保管場所(ほだ場)以外の場所
3			体内への放射性物質取り込み防止			p9	—
4			使用機械等の放射性物質量の低減			p9	—
5	購入原木の管理	購入時の確認、取扱	原木の放射性物質濃度が50ベクレル/kg以下であることを確認している	必須		p9	—
6			粉塵、土、腐植層など付着、接触しないように、原木をブロックなどの上に置き、シートで覆って保管する	必須		p8	ブロック、シート等資材費を対象、購入後の保管場所(ほだ場)以外の場所
7			資材の保管			p11	—
8			空間線量率の測定			p12	—
9	植菌工程	植菌	(共通) ・粉塵、土、腐植層など付着、接触しないように、ほだ木をブロックなどの上に置き、シートで覆って保管する			p13	ブロック、シート等資材費を対象、表面土壌までの除染が実施されている場合は不要
10			(野外での植菌の場合) ・植菌に使用する機械や器具はシートの上に置き、作業もシートの上で行う			p12～13	—
11			(施設内での植菌の場合) ・原木等を施設内に持ち込む場合、付着した粉塵、土などを洗浄する。			p12～13	賠償対象となるか調整中
12			(施設内での植菌の場合) ・施設内の清掃、洗浄を行う。			p12～13	—

13	植 菌 工 程	植 菌	体内への放射性物質取り込み防止	・帽子、マスク、手袋、長靴等を着用し裸出部分を少なくして、作業後は裸出部分を石けんなどで洗浄する。			p13	—
14			使用機械等の放射性物質量の低減	・使用した機械、機材、資材は使用後に洗浄し、放射性物質が付着しないように保管する			p13	—
15	購入ほだ木の管理		購入時の確認、取扱	・ほだ木の放射性物質濃度が50ベクレル/kg以下であることを確認している(注1)	必須		p13～14	—
16				・粉塵、土、腐植層など付着、接触しないように、ほだ木をブロックなどの上に置き、シートで覆って保管する	必須		p13	ブロック、シート等資材費。 購入後の保管場所はほだ木場以外の場所
17	ほだ木作り工程	仮伏せ	空間線量率の測定	・空間線量率の測定を行い、空間線量率の低い場所で行う(共通)			p15	—
18			放射性物質の低減	・ほだ木は枕木などの上に置き、直接地面につけない(共通)			p16	ブロック、シート等資材費。 表面土壌までの除染が実施されている場合は不要
19				・散水する水は可能な限り飲用水を使用する。沢水等を使用する場合は、浮遊物、沈殿物を除いて使用する(野外での仮伏せの場合)			p16	賠償対象となるか調整中
20				・スギなど枝葉から垂れる雨水が当たらないように、ほだ木をシートで覆う			p16	シート等資材費
21				(野外での仮伏せの場合)			p16	砂利、木材チップ、シート等資材費。表面土壌までの除染が実施されていない場合に選択的に実施
22				・ほだ木への土の跳ね返りを防ぐため、砂利、木材チップ、かや、シートなど敷く			p16	賠償対象となるか調整中
23				(野外での仮伏せの場合)			p16	賠償対象となるか調整中
24				・空間線量率の高い場所からの風を入れないように防風ネットを活用する			p16	賠償対象となるか調整中
25				(施設内での仮伏せの場合)			p16	賠償対象となるか調整中
26				・原木・ほだ木等を施設(ハウス)内に持ち込む場合、付着した粉塵、土などを洗浄する			p16	—
27				(施設内での仮伏せの場合)			p16	—
28				・施設内の清掃、洗浄を行う			p16	—
29				(施設内での仮伏せの場合)			p16	賠償対象となるか調整中
30				・換気は必要最小限にし、風下側で行うようにする。換気施設はフィルターをつける			p16	賠償対象となるか調整中
31			体内への放射性物質取り込み防止	・帽子、マスク、手袋、長靴等を着用し裸出部分を少なくして、作業後は裸出部分を石けんなどで洗浄する。			p16	—

27	ほだ木作り工程	仮伏せ	使用機械等の放射性物質量の低減	・使用した機械、機材、資材は使用後に洗浄し、放射性物質が付着しないように保管する				p16～17	—
28			空間線量率の測定	・空間線量率の測定を行い、空間線量率の低い場所で行う				p17	—
29		本伏せ	放射性物質の低減	(共通) ・ほだ木は枕木などの上に置き、直接地面につけない				p18～19	ブロック等資材裏表面土壌までの除染が実施されている場合は不要
30				(共通) ・散水する水は可能な限り飲用水を使用する。泥水等を使用する場合は、浮遊物、沈殿物を除いて使用する				p18～19	賠償対象となるか調整中
31				(野外での本伏せの場合) ・スギなど枝葉から垂れる雨水が当たらないように、ほだ木を寒冷紗・遮光ネットで覆う				p18～19	枝葉部位の計測により、必要に応じて委施、林床の除染とは別途措置必要
32				(野外での本伏せの場合) ・ほだ木への土の跳ね返りを防ぐため、砂利、木材チップ、かや、シートなど敷く				p18～19	砂利、木材チップ、シート等資材裏表面土壌までの除染が実施されていない場合に選択的に実施
33				(野外での本伏せの場合) ・空間線量率の高い場所からの風を入れないように防風ネットを活用する				p18～19	賠償対象となるか調整中
34				(施設内での本伏せの場合) ・原木・ほだ木等を施設(ハウス)内に持ち込む場合、付着した粉塵、土などを洗浄する				p18～19	賠償対象となるか調整中
35				(施設内での本伏せの場合) ・ハウス内の清掃、洗浄を行う				p18～19	—
36				(施設内での本伏せの場合) ・換気は必要最小限にし、風下側で行うようにする。換気施設はフィルターをつける				p18～19	賠償対象となるか調整中
37			体内への放射性物質取り込み防止	・帽子、マスク、手袋、長靴等を着用し裸出部分を少なくして、作業後は裸出部分を石けんなどで洗浄する。				p19	—
38			使用機械等の放射性物質量の低減	・使用した機械、機材、資材は使用後に洗浄し、放射性物質が付着しないように保管する				p19	—

39	作業工程 土木	発生前ほだ木の管理	ほだ木の放射性物質検査	・ほだ木の放射性物質濃度が50ベクレル/kg以下であることを確認している(注1)(注2)	必須		p19	検査費用を対象
40			空間線量率の測定	・空間線量率の測定を行い、空間線量率の低い場所で行う			p21、25	—
41				(共通) ・ほだ木は枕木などの上に置き、直接地面につけない			p21～22、26	ブロック等資材費、表面土壌までの除染が実施されている場合は不要
42				(共通) ・浸水・散水する水は可能な限り飲用水を使用する。汚水等を使用する場合は、浮遊物、沈殿物を除いて使用する			p21～22、26	賠償対象となるか調整中
43				(野外での発生・休養の場合) ・スギなど枝葉から垂れる雨水が当たらないように、ほだ木を寒冷紗・遮光ネットで覆う			p21～22、26	枝葉部位の計測により、必要に応じて実施。林床の除染とは別途措置必要
44				(野外での発生・休養の場合) ・ほだ木への土の跳ね返りを防ぐため、砂利、木材チップ、かや、シートなど敷く			p21～22、26	砂利、木材チップ、シート等資材費、表面土壌までの除染が実施されていない場合に選択的に実施
45	発生・収穫工程	発生・休養	放射性物質の低減	(野外での発生・休養の場合) ・空間線量率の高い場所からの風を入れないように防風ネットを活用する			p21～22、26	賠償対象となるか調整中
46				(施設内での発生・休養の場合) ・原木・ほだ木等を施設(ハウス)内に持ち込む場合、付着した粉塵、土などを洗浄する			p21～22、26	賠償対象となるか調整中
47				(施設内での発生・休養の場合) ・施設(ハウス)内の清掃、洗浄を行う			p21～22、26	—
48				(施設内での発生・休養の場合) ・換気は必要最小限にし、風下側で行うようにする。換気施設はフィルターをつける			p21～22、26	賠償対象となるか調整中
49			体内への放射性物質取り込み防止	・帽子、マスク、手袋、長靴等を着用し裸出部分を少なくして、作業後は裸出部分を石けんなどで洗浄する。			p23、27	—
50			使用機械等の放射性物質量の低減	・使用した機械、機材、資材は使用後に洗浄し、放射性物質が付着しないように保管する			p23、27	—

51	発生・収穫工程	収穫	放射性物質量の低減	・粉塵等が付着しないよう収穫する				p24	—
52				・収穫物は速やかに室内に保管する				p24	—
53				・収穫に使用する器具類は清潔に保つ				p24	—
54		きのこの管理	きのこの放射性物質検査	・きのこに含まれる放射性物質が100ベクレル/kg以下であることを確認している(注3)	必須			p23	検査費用を対象
55	工乾工程	乾燥	放射性物質量の低減	・乾燥は室内で行い、天日乾燥しない				p28	—
56				・乾燥機、エビラ、床は使用ごとに清掃する				p28	—
57	別包工・装出・荷選	選別・包装・保管	放射性物質の低減	・包装資材は室内で保管する				p29～30	—
58				・使用機材、作業台、床は使用ごとに清掃する				p29～30	—
59	その他共通		ロット管理	・ほだ木のロット管理を徹底する				p10、14、20、27	—
60		その他	放射性物質汚染物の処分	・処分場へ処分する。産業廃棄物は処理業者へ委託する				p32～33	追加的に発生した処分に かかる経費
61				・処分場が決まっていない場合、仮置き場を設置し、まとめて保管する。その際、シートなど被せる				p33	保管にかかる経費
62			トレーサビリティ対応	・きのこ生産活動・出荷に関する記録を一定期間保存する				p41	—
63	原木の洗浄	原木・ほだ木の洗浄	原木・ほだ木の放射性物質量の低減 (注4)	・流水しながら洗浄機、高圧洗浄機、ブラシ等により原木を 除染する				—	50Bq/kgを超えたもので、 50Bq/kg以下になった場合 を対象、洗浄機リース、ブ ラシ等の購入に係る経費
64				・洗浄時に発生した、沈殿物・浮遊物を濾過し回収する				—	沈殿物・浮遊物の回収に 係る経費

注1 原木、ほだ木に含まれる放射性物質の指標値および検査方法については、国から平成24年8月30日付けで通知されている「きのこ原木及び菌床用培地の当面の指標値の設定について」、平成24年3月31日付け「きのこ原木及び菌床用培地中の放射性セシウム測定のための検査方法の制定について」に基づき測定を行ってください。

注2 出荷制限解除に向けた安全性確認については、上記注1によらず、空間線量率の高いところや粉塵等が付着する可能性の高い場所を選定し、径線の細いものを1本選び、1本のほだ木からお粉を採取し1検体として、1ロット毎に3検体を測定してください。

注3 出荷制限解除に向けた安全性確認については、上記注1によらず、1ロット毎に3検体を測定してください。基準値の1/2を超過する検体が確認されるなどバラつきが大きい場合には、必要に応じて検体を追加して測定します。

注4 原木、ほだ木の購入時に指標値以下であることを確認して生産を行うことを原則としますが、生産者自らがより安全なきのこ栽培を行うために実施する場合にチェックしてください。なお、賠償は50Bq/kgを超過したものを洗浄して50Bq/kg以下になった場合にのみ対象となります。

ロット管理表(原木栽培)

原木ロット番号						
原木購入日	本数	原木購入業者名		原木の伐採地		
原木放射性物質 測定結果	放射性物質 測定年月日	放射性物質測定 資材番号	メモ			
ベクレル /kg						
管理ロット番号						
管理している施設・ほだ場						
品種	植菌	仮伏せ	本伏せ	発生	休養	
本数	ほだ木放射性物質 測定結果	放射性物質 測定年月日	放射性物質測定 資材番号	メモ		
	ベクレル /kg					
発生操作月日		収穫期間	放射性物質 測定結果	放射性物質 測定日	放射性物質測定 きのこ検体番号	
第1回発生	月 日	月 日 ~ 月 日	ベクレル /kg	月 日測定		
第2回発生	月 日	月 日 ~ 月 日	ベクレル /kg	月 日測定		
第3回発生	月 日	月 日 ~ 月 日	ベクレル /kg	月 日測定		
第4回発生	月 日	月 日 ~ 月 日	ベクレル /kg	月 日測定		
第5回発生	月 日	月 日 ~ 月 日	ベクレル /kg	月 日測定		
第6回発生	月 日	月 日 ~ 月 日	ベクレル /kg	月 日測定		
第7回発生	月 日	月 日 ~ 月 日	ベクレル /kg	月 日測定		
第8回発生	月 日	月 日 ~ 月 日	ベクレル /kg	月 日測定		
第9回発生	月 日	月 日 ~ 月 日	ベクレル /kg	月 日測定		
第10回発生	月 日	月 日 ~ 月 日	ベクレル /kg	月 日測定		

チェックシートの使い方（菌床栽培）

1. チェックシートの種類と使い方

(1) 放射性物質対策チェックシート

- ① 放射性物質対策には、菌床を指標値以下とするとともに発生したきのこを基準値以下にするために必ず実施する項目（必須項目）と生産者がそれぞれの生産環境に応じて選択する項目（選択項目）があります。
- ② 選択項目の中から、実施する項目を選んでください。
- ③ 実施した項目に「✓」と実施年月日を記入してください。選択項目の中で実施しないと判断した項目に「－」を記入してください。

(2) 生産環境チェックシート

- ① 伏せ込み場毎、ハウス（施設）毎に番号を振り、チェックシートを作成してください。
- ① 方位や斜度、空間線量率を記入してください。必要に応じて周辺環境の情報を記載してください。
- ② 環境整備を実施した場合にはその項目に「✓」と実施年月日を記入してください。実施しないと判断した項目に「－」を記入してください。

(3) ロット管理表

- ① 購入したおが粉（培地基材）ロット毎にロット管理表を作成し、購入日、数量等を記入してください。
- ② おが粉（培地基材）の放射性物質測定結果通知を添付してください。
- ③ 使用した栄養材または添加材の名前と購入日、数量などを記載してください。
- ④ 生産の過程で管理が分かれた場合には、それぞれロット管理表を作成し、それぞれの生産工程での管理場所や本数等を記載してください。
- ⑤ 培地または菌床の放射性物質を測定して結果を記入するとともに、測定機関からの結果通知を添付してください。
- ⑥ 出荷前に、きのこの放射性物質を測定して結果を記入するとともに、測定機関からの結果通知を添付してください。
- ⑦ 当該ロットから最初に発生したきのこについては、県のモニタリング検査を受けるとともに、複数年にわたって菌床を使用する場合に

は、その年の最初の発生の際には、県のモニタリング検査を受けてください。

- ⑧ その他、発生が数か月にわたり継続している場合などは、適時、県のモニタリング検査や自主検査により放射性物質を確認するようにしてください。

2. 必ず実施する項目（必須項目）

培地や菌床を指標地以下にするため及びきのこを基準値以下にするために必ず実施しなくてはならない放射性物質対策です。

(1) おが粉購入時の確認

おが粉に含まれる放射性セシウム濃度が指標値（200Bq/kg）以下であることを確認してください。購入業者から測定結果の写しなどの提出を受け確認するか、放射性セシウム濃度を測定することも可能ですので、農林事務所へご相談ください。

(2) 菌床購入時の管理

菌床に含まれる放射性セシウム濃度が指標値（200Bq/kg）以下であることを確認してください。購入業者から測定結果の写しなどの提出を受け確認するか、放射性セシウム濃度を測定することも可能ですので、農林事務所へご相談ください。

(3) 培地・菌床の管理

培地または菌床に含まれる放射性セシウム濃度が指標値（200Bq/kg）以下であることを確認してください。放射性セシウム濃度の測定については、農林事務所へご相談ください。

(4) 発生したきのこの管理

出荷前に、きのこに含まれる放射性セシウム濃度が基準値（100Bq/kg）以下であることを確認してください。放射性セシウム濃度の測定については、農林事務所へご相談ください。

3. 生産者が選択して実施する項目（選択項目）

必須項目以外の放射性物質対策で、現時点で得られている知見に基づき想定される放射性物質リスクを低減する取組です。

各生産者の生産環境などに応じて、可能なものについては、積極的に実施をしていただくようお願いします。

菌床栽培工程図

(1) 原料工程

培地基材

栄養剤・添加剤

(2) 培地調整工程

容器資材

水

おが粉検査

混合・攪拌

(3) 殺菌・接種工程

種菌

殺菌・冷却

種菌接種

(4) 培養工程

培養

(5) 発生・収穫工程

水

菌床検査

発生

休養

収穫

(6) 乾燥工程(乾燥きのこ生産の場合)

乾燥

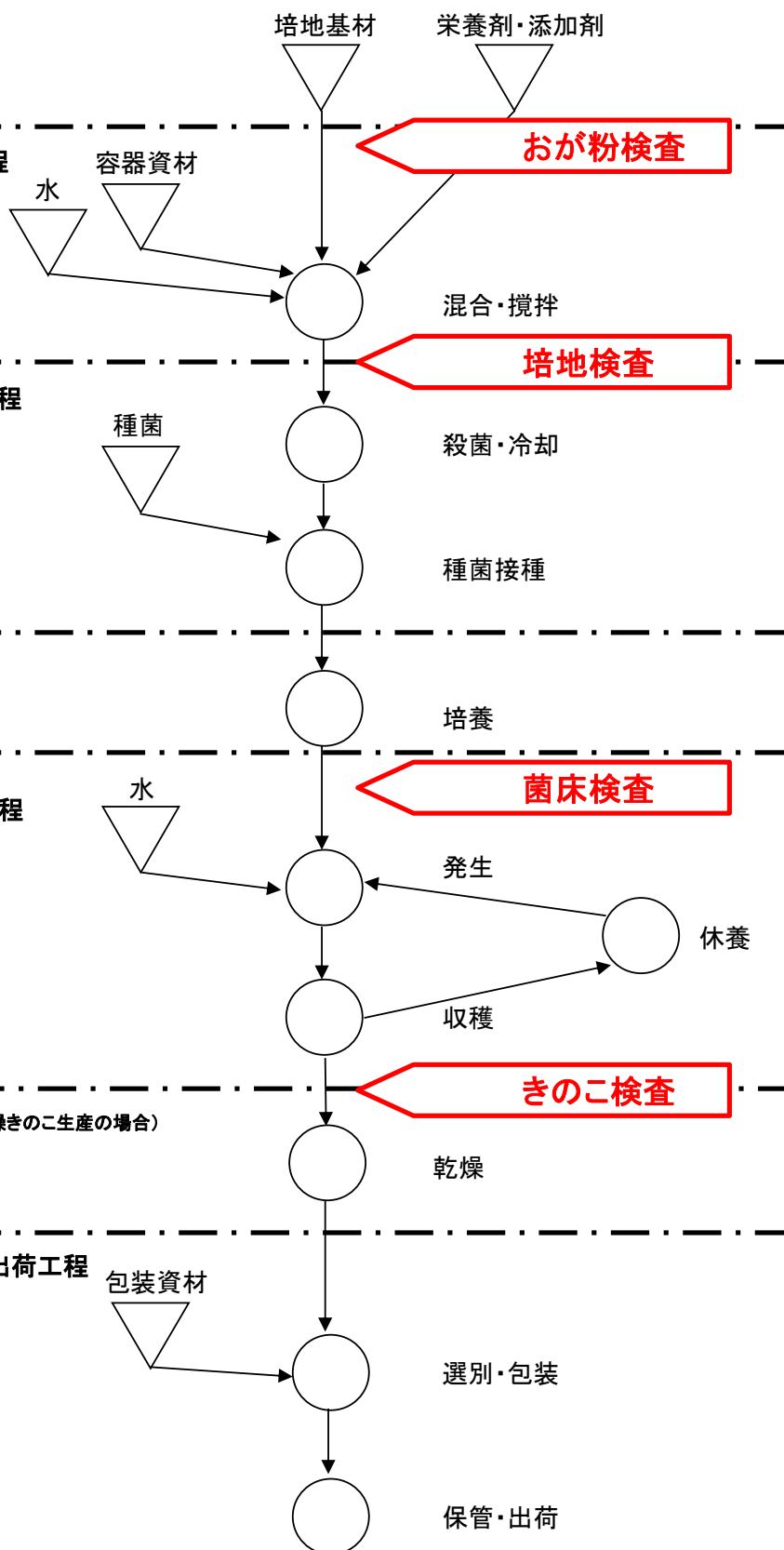
きのこ検査

(7) 包装・選別・出荷工程

包装資材

選別・包装

保管・出荷



放射性物質対策チェックシート(菌床栽培)

番号	工程	区分	取組事項	チェック	実施年月日	マニュアル	賠償対象
1	原料工程	おが粉、栄養材、添加材等の管理	購入時の確認、取扱 ・粉塵等が付着することを防止するため、屋内で保管するなど風雨に当たらないよう保管する。 ・栄養材、添加材の放射性物質濃度が200ベクレル/kg以下であることを確認している	必須		p42	購入時に検査証明書を確認
2						p42	賠償対象となるか調整中
3						p44	購入時に検査証明書を確認
4						p45	—
5	培地調整、殺菌・接種、培養工程	資材の保管 放射性物質の低減	・培地調整用資材は、粉塵等が付着しないよう適切に保管する ・使用する水は、可能な限り飲用水を使用する ・帽子、マスク、手袋、長靴等を着用し裸出部分を少なくして、作業後は裸出部分を石けんなどで洗浄する。 ・使用した機械、機材、資材は使用後に洗浄し、放射性物質が付着しないように保管する			p46	—
6						p46	—
7						p47	—
8						p47	—
9	培地または菌床の管理 購入菌床の管理	培地又は菌床の放射性物質量の低減 購入菌床の放射性物質検査	・培地又は菌床の放射性物質濃度が200ベクレル/kg以下であることを確認している(注1) ・購入菌床の放射性物質濃度が200ベクレル/kg以下であることを確認している(注1)	必須		p48	検査費用を対象
10				必須		p49	検査費用を対象
11	発生・収穫工程	空間線量率の測定 放射性物質の低減	・空間線量率の測定を行い、空間線量率の低い場所で行う(共通) ・浸水・散水する水は可能な限り飲用水を使用する。沢水等を使用する場合は、浮遊物、沈殿物を除いて使用する (施設内での発生・休養の場合) ・菌床等を施設(ハウス)内に持ち込む場合、付着した粉塵、土などを洗浄する			p51	—
12						p52	賠償対象となるか調整中
13						p52	賠償対象となるか調整中

14	発生・収穫工程	発生・休養	放射性物質の低減	(施設内での発生・休養の場合) ・施設内の清掃、洗浄を行う			p52	—
15				(施設内での発生・休養の場合) ・換気は必要最小限にし、風下側で行うようにする。換気施設はフィルターをつけることが望ましい			p52	賠償対象となるか調整中
16		収穫		・粉塵等が付着しないよう収穫する			p53	—
17			放射性物質量の低減	・収穫物は速やかに室内に保管する			p53	—
18				・収穫に使用する器具類は清潔に保つ			p53	—
19	乾燥工程	きのこの管理	きのこの放射性物質検査	・きのこのに含まれる放射性物質が100ベクレル/kg以下であることを確認している(注2)	必須		p52	検査費用を対象
20		乾燥	放射性物質量の低減	・乾燥は室内で行い、天日乾燥しない			p57	—
21				・乾燥機、エビラ、床は使用ごとに清掃する			p57	—
22	別包装・出荷工程	選別・包装・保管	放射性物質の低減	・包装資材は室内で保管する			p58	—
23				・使用機材、作業台、床は使用ごとに清掃する			p59	—
24	その他共通		ロット管理	・ほだ木のロット管理を徹底する			p45、56	—
25		その他	放射性物質汚染物の処分	・処分場へ処分する。産業廃棄物は処理業者へ委託する			p61～62	追加的に発生した処分に かかる経費
26				・処分場が決まっていない場合、仮置き場を設置し、まとめて保管する。その際、シートなど被せる			p61～62	保管にかかる経費
27			トレーサビリティ対応	・きのこ生産活動・出荷に関する記録を一定期間保存する			p70	—

注1 菌床に含まれる放射性物質の指標値および検査方法については、国から平成24年8月30日付けで通知されている「きのこ原木及び菌床用培地の当面の指標値の設定について」、平成24年3月31日付け「きのこ原木及び菌床用培地中の放射性セシウム測定のための検査方法の制定について」に基づき測定を行ってください。

注2 出荷制限解除に向けた安全性確認については、上記注1によらず、1ロット毎に3検体を測定していただき、基準値の1/2を超過する検体が確認されるなどバラつきが大きい場合には、必要に応じて検体を追加して測定します。

ロット管理表(菌床栽培)

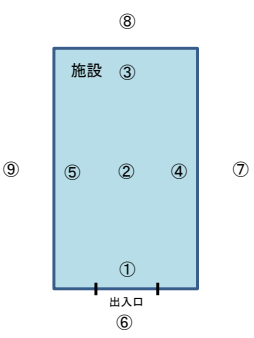
菌床ロット番号											
おが粉購入日		数量		購入業者名			おが粉用原木の伐採地				
おが粉放射性物質測定結果		放射性物質測定年月日		放射性物質測定資材番号			メモ				
ベクレル/kg											
栄養材・添加材名		購入日	数量	購入業者名			放射性物質測定結果		放射性物質測定年月日		メモ
							ベクレル/kg				
栄養材・添加材名		購入日	数量	購入業者名			放射性物質測定結果		放射性物質測定年月日		メモ
							ベクレル/kg				
栄養材・添加材名		購入日	数量	購入業者名			放射性物質測定結果		放射性物質測定年月日		メモ
							ベクレル/kg				
栄養材・添加材名		購入日	数量	購入業者名			放射性物質測定結果		放射性物質測定年月日		メモ
							ベクレル/kg				
栄養材・添加材名		購入日	数量	購入業者名			放射性物質測定結果		放射性物質測定年月日		メモ
							ベクレル/kg				
管理ロット番号											
管理している施設・伏せ込み場											
品種		発生		休養							
個数		菌床・培地放射性物質測定結果		放射性物質測定年月日		放射性物質測定資材番号		メモ			
		ベクレル/kg									
発生操作月日		収穫期間			放射性物質測定結果		放射性物質測定日		放射性物質測定きのこ検体番号		
第1回発生	月 日	月 日 ～ 月 日			ベクレル/kg		月 日測定				
第2回発生	月 日	月 日 ～ 月 日			ベクレル/kg		月 日測定				
第3回発生	月 日	月 日 ～ 月 日			ベクレル/kg		月 日測定				
第4回発生	月 日	月 日 ～ 月 日			ベクレル/kg		月 日測定				
第5回発生	月 日	月 日 ～ 月 日			ベクレル/kg		月 日測定				

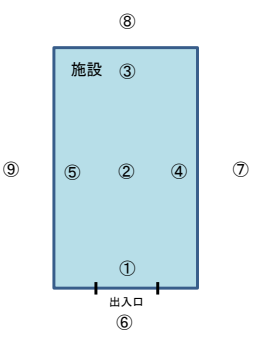
生産環境チェックシート(伏せ込み場(野外))

番号		生産場所	
方位	斜度		
⑧ 伏せ込み場 ③ ⑤ ② ④ ① ⑥ ⑨ ⑦			

番号		生産場所	
方位	斜度		
⑧ 伏せ込み場 ③ ⑤ ② ④ ① ⑥ ⑨ ⑦			

生産環境チェックシート(ハウス(施設))

番号		生産場所																																		
方位																																				
		<table><tr><th colspan="3">空間線量率</th></tr><tr><th></th><th>高さ1m</th><th>高さ0.1m</th></tr><tr><td>①</td><td>μ Sv/h</td><td>μ Sv/h</td></tr><tr><td>②</td><td>μ Sv/h</td><td>μ Sv/h</td></tr><tr><td>③</td><td>μ Sv/h</td><td>μ Sv/h</td></tr><tr><td>④</td><td>μ Sv/h</td><td>μ Sv/h</td></tr><tr><td>⑤</td><td>μ Sv/h</td><td>μ Sv/h</td></tr><tr><td>⑥</td><td>μ Sv/h</td><td>μ Sv/h</td></tr><tr><td>⑦</td><td>μ Sv/h</td><td>μ Sv/h</td></tr><tr><td>⑧</td><td>μ Sv/h</td><td>μ Sv/h</td></tr><tr><td>⑨</td><td>μ Sv/h</td><td>μ Sv/h</td></tr></table>		空間線量率				高さ1m	高さ0.1m	①	μ Sv/h	μ Sv/h	②	μ Sv/h	μ Sv/h	③	μ Sv/h	μ Sv/h	④	μ Sv/h	μ Sv/h	⑤	μ Sv/h	μ Sv/h	⑥	μ Sv/h	μ Sv/h	⑦	μ Sv/h	μ Sv/h	⑧	μ Sv/h	μ Sv/h	⑨	μ Sv/h	μ Sv/h
空間線量率																																				
	高さ1m	高さ0.1m																																		
①	μ Sv/h	μ Sv/h																																		
②	μ Sv/h	μ Sv/h																																		
③	μ Sv/h	μ Sv/h																																		
④	μ Sv/h	μ Sv/h																																		
⑤	μ Sv/h	μ Sv/h																																		
⑥	μ Sv/h	μ Sv/h																																		
⑦	μ Sv/h	μ Sv/h																																		
⑧	μ Sv/h	μ Sv/h																																		
⑨	μ Sv/h	μ Sv/h																																		
環境整備取組事項																																				
・表面土壌を取り除き、砂利、木材チップなどを敷く		チェック	実施年月日																																	
・施設(ハウス)周辺にスギ・ヒノキなど常緑針葉樹林がある場合、枝葉を除去する			賠償対象																																	
・屋外にある貯水槽は洗浄後使用し、蓋をする。貯水槽に堆積したごみは回収し、汚染物として処理する																																				
・既存施設(ハウス)は、シートの張り替え、洗浄を行う																																				
・ハウスのシート、施設(ハウス)の出入り口を二重にする																																				
・施設(ハウス)内専用の履き物を用意する																																				

番号		生産場所																																		
方位																																				
		<table><tr><th colspan="3">空間線量率</th></tr><tr><th></th><th>高さ1m</th><th>高さ0.1m</th></tr><tr><td>①</td><td>μ Sv/h</td><td>μ Sv/h</td></tr><tr><td>②</td><td>μ Sv/h</td><td>μ Sv/h</td></tr><tr><td>③</td><td>μ Sv/h</td><td>μ Sv/h</td></tr><tr><td>④</td><td>μ Sv/h</td><td>μ Sv/h</td></tr><tr><td>⑤</td><td>μ Sv/h</td><td>μ Sv/h</td></tr><tr><td>⑥</td><td>μ Sv/h</td><td>μ Sv/h</td></tr><tr><td>⑦</td><td>μ Sv/h</td><td>μ Sv/h</td></tr><tr><td>⑧</td><td>μ Sv/h</td><td>μ Sv/h</td></tr><tr><td>⑨</td><td>μ Sv/h</td><td>μ Sv/h</td></tr></table>		空間線量率				高さ1m	高さ0.1m	①	μ Sv/h	μ Sv/h	②	μ Sv/h	μ Sv/h	③	μ Sv/h	μ Sv/h	④	μ Sv/h	μ Sv/h	⑤	μ Sv/h	μ Sv/h	⑥	μ Sv/h	μ Sv/h	⑦	μ Sv/h	μ Sv/h	⑧	μ Sv/h	μ Sv/h	⑨	μ Sv/h	μ Sv/h
空間線量率																																				
	高さ1m	高さ0.1m																																		
①	μ Sv/h	μ Sv/h																																		
②	μ Sv/h	μ Sv/h																																		
③	μ Sv/h	μ Sv/h																																		
④	μ Sv/h	μ Sv/h																																		
⑤	μ Sv/h	μ Sv/h																																		
⑥	μ Sv/h	μ Sv/h																																		
⑦	μ Sv/h	μ Sv/h																																		
⑧	μ Sv/h	μ Sv/h																																		
⑨	μ Sv/h	μ Sv/h																																		
環境整備取組事項																																				
・表面土壌を取り除き、砂利、木材チップなどを敷く		チェック	実施年月日																																	
・施設(ハウス)周辺にスギ・ヒノキなど常緑針葉樹林がある場合、枝葉を除去する			賠償対象																																	
・屋外にある貯水槽は洗浄後使用し、蓋をする。貯水槽に堆積したごみは回収し、汚染物として処理する																																				
・既存施設(ハウス)は、シートの張り替え、洗浄を行う																																				
・ハウスのシート、施設(ハウス)の出入り口を二重にする																																				
・施設(ハウス)内専用の履き物を用意する																																				